

議案第3号

沼田市部設置条例及び沼田市職員定数条例の一部を改正する条例について

沼田市部設置条例及び沼田市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市部設置条例及び沼田市職員定数条例の一部を改正する条例

(沼田市部設置条例の一部改正)

第1条 沼田市部設置条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中オをケとし、イからエまでをカからクまでとし、アの次に次のように加える。

- イ 国民健康保険に関する事項
- ウ 国民年金に関する事項
- エ 後期高齢者医療に関する事項
- オ 福祉医療に関する事項

第2条第3号中エからカまでを削り、キをエとし、クをオとする。

(沼田市職員定数条例の一部改正)

第2条 沼田市職員定数条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「352人」を「341人」に改め、同項第5号中「51人」を「60人」に改め、同項第6号中「23人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。